

学校経営のポイント

急ぐともあえて“復興基本法”？

若井 彌一

「未曾有」という表現は、ふだんは使うことが少ないが、3月11日の東日本大震災の発生直後から、頻繁に「未曾有の」という形容詞的表現を見たり聞いたりするようになった。

それだけこの大震災の、とくに巨大津波の破壊力は甚大であった。死亡者と行方不明者の数だけでも、それぞれ1万5,467人と7,482人に達している（6月20日現在、警察庁まとめ）。そして、復興の足どりは順調とは言えない。

「急がば回れ」の教えを意識してのことか

大震災から102日も経過する時点の6月20日夕刻、「復興基本法案」が参議院本会議において、民主党、自民党、公明党などの賛成多数で可決・成立した。復興が思うように進まないことに、直接被災した人々はもちろんのこと、間接的（経済的）被害を受けている多くの人々も不満やイライラ感を募らせているのが実情であるから、このたびの遅きに失した感のある復興基本法の成立に、感情を逆撫でされた心境になり、「なにを今ごろ復興基本の法制定だ。もう遺憾！」とぼやいている人も少なからずいることであろう。

基本法の類は、その性格からして即効的な力を発揮することには無理がある。復興基本法の場合も、「ご多分に漏れず」である。

この法律の骨子は、単なる復興ではなく、21世紀半ばのわが国のあるべき姿をめざす、財源確保のため、「復興債」を発行する、「復興特区」制度を創設し、地域の創意工夫を生かす、内閣に復興対策本部を置く（本部長・首相、副本部長は官房長官と復興対策担当大臣）、復興策の企画立案、総合調整等を担う「復興庁」の設置、等である（6

月21日『新潟日報』『朝日新聞』等参照）。

こんな（この程度の）内容ならば、なにもこの時期でなくても、もっと先にいつからでもよいのでは、とか、時期的にどうのこうのという以前に、すでに「災害対策基本法」というものがあるのだから、その法律を基本として、さらに必要な事項を追加することで足りるのではないか、と思う人も少なからずいることであろう。

「未曾有の」大震災であってみれば、災害対策に手間どってもやむを得ないとも思うが、国会審議の内容が大震災への対応そのものではなく、「政権のイニシアティブを誰が担うのか」という点に焦点化されている印象が強い。そのことが、国民の国政に対する不信感や不安感を募らせている。

“政治”と“教育”の基本的任務の遂行を

大震災で直接的被害を受けた人々は、日々、経済的危機感が増大していくような状況に置かれている。また、原発事故に伴って新たに多くの人々が放射能汚染の不安に、落ち着かない日々を送っている。

政治が（国政も県政も）担うべき課題は、これらの危機感や不安におののいている人々に、希望をもって生きていける見通し（短期・中期・長期の）を示し、具体的な手だて（措置）を講ずることである。

そして、教育は、このような政治との連携に配慮しながら、子どもたちがいたずらに悲観的にならないように配慮しつつ、そして、この国の将来（未来）をみんなで明るいものにしていくために、一人ひとりがたくましく「生きる力」を身につけていくことに全力を注ぐことを課題としている。

気を引き締めて、職務の遂行に精励したい。

（わかい・やいち＝上越教育大学長）

●最新刊好評発売中！ 管理職選考演習シリーズ 2冊同時刊行！ 各巻 学校管理職研究会【編】

No.1 『2012 全国学校管理職選考試験問題集』 A5判 380頁／定価 2940円

No.2 『2012 全国学校管理職選考直前要点整理』 A5判 432頁／定価 2940円